

川崎区役所待機児童対策推進会議設置要綱

平成25年11月29日

25川区児第556号

（目的及び設置）

第1条 子育て家庭への支援や保育ニーズ等への対応を図る中、市の重要な課題である「待機児童対策」を推進するため設置する「川崎市待機児童対策推進本部」と連携を図り、区における待機児童解消に向けた取組を推進するため、区役所待機児童対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）保育所等待機児童の解消に関すること。
- （2）その他保育施策推進に必要な事項に関すること。

（構成）

第3条 推進会議は、別表第1に掲げる者をもって構成する。

- 2 会長は、区長をもって充てる。
- 3 副会長は、地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）所長をもって充てる。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 第1項に掲げる者のほか、会長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（会議）

第4条 会長は、必要に応じて推進会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員は、推進会議に出席できないときは、その指名する者を代理で推進会議に出席させることができる。

（事務局）

第5条 推進会議の事務を処理するため、事務局を地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）児童家庭課に置く。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２６年１月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２６年６月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２７年５月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

別表第1（第3条関係）

川崎区役所待機児童対策推進会議

1	川崎区長
2	副区長
3	大師支所長
4	田島支所長
5	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）所長
6	区民サービス部長
7	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）副所長
8	道路公園センター所長
9	総務課長
10	企画課長
11	児童家庭課長
12	地域ケア推進課長
13	地域支援課長
14	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）担当課長 （保育所等・地域連携担当）
15	大師地区健康福祉ステーション担当課長〔地域支援・児童家庭〕
16	田島地区健康福祉ステーション担当課長〔地域支援・児童家庭〕
17	児童家庭課児童家庭サービス係長
18	大師地区健康福祉ステーション担当係長〔児童家庭サービス〕
19	田島地区健康福祉ステーション担当係長〔児童家庭サービス〕
20	児童家庭課担当係長〔区待機児童対策〕
21	大師地区健康福祉ステーション担当係長〔区待機児童対策〕
22	田島地区健康福祉ステーション担当係長〔区待機児童対策〕